

仕 様 書

1 名称

第 27 回参議院議員通常選挙に係る開票所の設営撤去業務

2 業務内容

受託者は開票所設営に必要な物品を用意し、委託者が用意した物品とともに開票日当日に会場を設営、翌日の午前中にその撤去作業を行うこと。

詳細は以下のとおりとする。

(1) 開票所の所在及び設営撤去日時

開票所 南区川沿 4 条 2 丁目 2 - 1 南区体育館

ア 設営日時 令和 7 年 7 月 20 日 (日) 9 : 00 ~ 15 : 00

イ 撤去日時 令和 7 年 7 月 21 日 (月) 9 : 00 ~ 12 : 00

※ 設営・撤去とも時間厳守のこと。

(2) 設営撤去の内容

ア 開票所、参観人席・報道関係席 (別添 1 参照)

(ア) 競技室

机、椅子、係名表示板等及び、委託者が南区体育館内に用意した計数機、読取分類機、プリンタ、FAX 複合機を設置すること。

なお、各第 1 点検係・第 2 点検係及び各読取分類係の机については、南区体育館所有の卓球台 (32 台) を利用して設営し、暗幕をかぶせ、暗幕がずれないように養生テープで固定すること。また、卓球台の天板は、暗幕の下に緩衝材等を敷いて隙間のないよう布テープで固定すること。

競技室内の運動器具等については、設営時に委託者が指定する場所まで移動し、撤去作業の際に元に戻すこと。

(イ) ランニングデッキ

机、椅子及び係名表示板等を設置すること。

イ 投票結果受理会場 (別添 2 参照)

(ア) 体育室

机、椅子、係名表示板等及び委託者が用意した計数機を設置すること。

(イ) ロビー

ロビー内に防災シートとプラスチック段ボール (2 枚重ね) を敷いたうえで、机、椅子、係名表示板等を設置すること。

ウ その他

- (ア) 設営に必要な別添3に記載の物品は、受託者が用意すること。
- (イ) 受託者は清掃用具を用意し、設営完了後に机・椅子等を水拭きすること。
- (ウ) 受託者は撤去完了後にモップ掛け等により床清掃を行うこと。
- (エ) 設営で使用する物品のうち、防災シート、養生テープ、布テープ、暗幕は委託者が用意するものとする。
- (オ) 委託者からレイアウトの変更の指示があった場合は、それに従うこと。
- (カ) 設営及び撤去に関する作業は、委託者が別に契約する開票所の電源設備に関する作業と並行して行うこととなるため、互いの作業に支障が出ないように、双方で調整のうえ作業を実施すること。

3 責任者の選任

作業員の指揮監督及び受託者との調整役として、作業員から1名を責任者として選任すること。

4 安全の確保

業務の実施にあたっては、作業員の事故防止に十分注意するとともに、受託者は事故に対する一切の責任を負うこと。

5 物品等破損時の対応

業務の実施にあたって、委託者や南区体育館が所有する物品・設備等を破損した場合は、直ちに委託者に報告するとともに、受託者の負担と責任において原状回復すること。

6 環境負荷の低減に関する事項

本作業の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 車両の使用にあたっては、極力低公害車等の環境に負荷の少ないものとし、駐停車中にはエンジンを停止するなど、アイドリングストップの徹底に努めること。
- (2) 成果品等に紙を使用する場合、再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とすること。

7 注意事項

- (1) 運搬時に雨等により物品が濡れることがないように、十分に配慮すること。
- (2) 物品は屋内で使用するため、納入前に泥や汚れなどを除去しておくこと。
- (3) 業務の実施にあたり不明な点がある場合は、委託者に報告の上、必要な指示を受けてから作業を行うこと。
- (4) 執行される選挙種別に変更（増加）が生じた場合は、契約の改訂を行うことがある。

- (5) この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議の上で決定するものとする。